

平成28年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

特定の事件
山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

平成29年3月
山口県包括外部監査人
水谷芳昭

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件及び監査対象事業、並びに選定理由

(1) 特定の事件

山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

(2) 監査対象事業等

- ① 山口県が平成27年3月に策定した、「第五次やまぐち高齢者プラン」（山口県老人福祉計画・山口県介護保険事業支援計画）（計画期間：平成27年度～平成29年度）に基づいて、高齢者施策に関連する事業を任意に抽出して監査対象とした。
- ② また、高齢者施策に関連し、山口県が補助金等の財政的援助を与えている団体を任意に抽出して監査対象とした。

ア 監査対象事業

部局名	所管課	連番	事業名
健康福祉部	長寿社会課	1	「ねんりんピックおいでませ！山口2015」開催事業
		2	ねんりん元気社会創生事業
		3	いきいき高齢者地域活動支援事業
		4	地域包括ケアシステム構築推進事業
		5	認知症高齢者総合支援推進事業
		6	介護給付費負担金
		7	介護保険財政安定化基金繰出金
		8	介護保険利用者負担軽減対策事業
		9	低所得者保険料軽減負担金
		10	介護保険制度総合推進事業
		11	地域支援事業交付金
		12	介護施設等整備促進事業
		13	介護人材研修支援事業
		14	介護支援専門員養成事業
		15	軽費老人ホーム運営費補助
		16	介護実習普及センター運営事業
		17	老人福祉施設整備費補助事業
		18	高齢者福祉推進事業費

		19	介護保険審査会運営事業
		20	介護サービス事業者指導支援事業
		21	介護保険制度推進事業
	厚政課	22	共生のまちづくり推進事業
		23	福祉人材センター運営事業
		24	社会福祉法人地域サービス活性化事業
		25	介護人材確保総合対策事業
	健康増進課	26	健康やまぐち総合推進事業
	薬務課	27	薬局における在宅医療推進体制整備促進事業
	医療政策課	28	在宅医療推進事業
		29	在宅医療支援ネットワーク構築事業
		30	在宅医療提供体制構築事業
		31	地域医療連携情報システム活用構想策定支援事業
	医務保険課	32	後期高齢者医療対策費
		33	後期高齢者医療保険基盤安定化対策費
		34	後期高齢者医療高額医療費共同事業
		35	後期高齢者医療財政安定化基金事業
総合企画部	中山間地域づくり推進課	36	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業
		37	中山間地域元気創出応援事業
		38	中山間ビジネスづくり推進事業
		39	体験型教育旅行受入拡大推進事業
環境生活部	県民生活課	40	いきいき！社会貢献活動推進事業
		41	高齢消費者被害防止対策強化事業
		42	交通事故防止対策推進事業
商工労働部	労働政策課	43	いきいきシルバー世代就業支援事業
観光スポーツ文化部	交通政策課	44	バス活性化対策事業
農林水産部	農林水産政策課	45	農山漁村女性活動促進対策事業
	農業振興課	46	新規農業就業者定着促進事業
土木建築部	道路建設課	47	交通安全施策整備事業
	住宅課	48	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業
教育委員会	社会教育・文化財課	49	「地域協育ネット」による温かい絆づくり推進事業
		50	生涯学習推進体制整備事業
警察本部	生活安全企画課	51	特殊詐欺被害対策事業
	交通企画課	52	シニア安全安心マイタウン事業

	交通規制課	53	交通事故防止施設総合整備事業
総務部	防災危機管理課	54	地域防災力強化促進事業

イ 監査対象財政的援助団体

(ア) 長寿社会課 所管団体

- I (一般財団法人) 山口県老人クラブ連合会
- II (社会福祉法人) 恩賜財団済生会支部山口県済生会
- III (社会福祉法人) 博愛会
- IV (社会福祉法人) 恒和会

(イ) 厚政課 所管団体

- I (社会福祉法人) 山口県社会福祉協議会

(ウ) 労働政策課 所管団体

- I (公益社団法人) 山口県シルバー人材センター連合会

(3) 選定理由

わが国では少子高齢化が急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢化社会が到来するものと見込まれている。

山口県の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、平成 22 年には 28.0%（全国平均 23.0%）と全国よりも約 5%高い水準となっており、全国に比べ約 10 年早く高齢化が進んでいる。また、年少人口（0 から 14 歳）や生産年齢人口（15 から 64 歳）が減少傾向にある中で、平成 27 年には団塊の世代が高齢者になることなどから、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、山口県は平成 27 年には 3 人に 1 人が高齢者という全国でも有数の超高齢社会となることが予測されていた。

このような現状を踏まえ、県では平成 24 年度からの 3 年間の高齢者保健福祉推進の基本となる「第四次やまぐち高齢者プラン」（以下「四次プラン」という。）に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくりを進めるため、様々な高齢者施策を図ってきた。こうした中、新たな県政運営の指針となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、「地域包括ケアシステムの構築」及び「高齢者が活躍できる地域社会の実現」を重点施策に掲げ、高齢者施策を積極的に推進することとしていることから、四次プランを見直し、平成 27 年度から 3 年間の高齢者保健福祉の基本となる「第五次やまぐち高齢者プラン」を策定した。

このように、進行する高齢化社会において県が果たすべき役割はますます重要性を増しており、また身近な問題として県民の関心も非常に高い事業といえる。しかしながら、これら高齢者施策の推進のためには、今後一層、医療・介護等の社会保障費の増加が見込まれる

ことから、現状の高齢者施策を検討し今後の施策の適正でしかも効率的な運営を図っていくことは極めて重要である。

以上のような問題意識から、高齢者施策に係る財務事務の執行について検討を行うことは県民にとって有意義と思われることから、本年度の特定の事件として選定した。

3 監査の着眼点

監査は、以下のような観点から実施した。

(1) 法令等への準拠について

監査の対象である事業に関する事務は、法令等に準拠しているか否かを検討した。

(2) 事業の有効性について

① 「第五次やまぐち高齢者プラン」と事業の整合性

個々の事業について、「第五次やまぐち高齢者プラン」に定める施策に結び付けられているか、また、全体として「第五次やまぐち高齢者プラン」と整合しているか否かを検討した。

② 事業目的とその効果の関連性

ある事業を実施することによって期待された効果が達成されているか否かを検討した。

③ 指標による効果の測定

地方自治体を実施する事業の有効性を検討する場合、数値化された指標に基づいて行うのが効果的である。従って、指標そのものが目標として妥当であるか、また、指標そのものの達成状況はどうか、さらに、それが県民に十分に公表されているか否かを検討した。

④ 実施した事業の結果の翌年度以降への反映

事業は、その効果を測定するのみでなく、その結果をどのように翌年度以降の施策に生かしているかを検討した。

(3) 事業の効率性、経済性について

事業は、効率性（同じ予算でも高い成果を達成すること）や経済性（より少ない予算で目標を達成すること）のもとに行われる必要がある。従って、事業における事務の執行に非効率な部分がないか、また、事業を実施する上で最も経済的な方法が選択されているか否かを検討した。

4 監査の方法

主な監査の方法は以下の通りであるが、実際には各事業においてこれ以外の手続きを実施している場合があり、それは各事業の報告書において監査要点と実施した手続

に記載している。

- (1) 所管課の担当者にヒアリングを実施し、事業内容を確認した。
- (2) 契約に当たり、随意契約が行われている場合はその合理性を検討し、また、入札が行われている事業については、入札に関する書類を検討した。
- (3) 委託事業については、委託契約書、仕様書、実績報告書等を検討した。
- (4) 補助事業については、補助金交付要項、実績報告書等を検討した。
- (5) 融資事業については、貸付要綱、取扱金融機関からの報告書等を検討した。

5 監査の実施期間

平成 28 年 6 月 29 日から平成 29 年 2 月 13 日まで

6 監査日数及び監査時間

(1) 年月日ごとの明細は以下の通りである。

NO	年 月 日	監査の内容	監査延日数	監査時間
1	平成 28 年 6 月 29 日	予備調査	2	12
2	6 月 30 日	予備調査	2	12
3	7 月 1 日	予備調査	2	12
4	8 月 15 日	全体会議	6	36
5	8 月 22 日	個別会議	2	12
6	8 月 22 日	個別監査	5	30
7	8 月 23 日	個別監査	4	24
8	8 月 24 日	個別監査	5	30
9	8 月 25 日	個別監査	4	24
10	8 月 26 日	個別監査	5	30
11	8 月 29 日	個別監査	6	36
12	8 月 30 日	個別監査	3	18
13	8 月 31 日	個別監査	5	30
14	9 月 1 日	個別監査	4	24
15	9 月 2 日	個別監査	3	18
16	9 月 5 日	個別監査	3	18
17	9 月 6 日	個別監査	6	36
18	9 月 7 日	個別監査	6	36
19	9 月 8 日	個別監査	3	18
20	9 月 9 日	個別監査	3	18
21	9 月 13 日	個別監査	2	12

22	9月15日	個別監査	1	6
23	10月4日	資料整理	6	36
24	10月11日	個別監査	2	12
25	10月24日	個別監査	3	18
26	10月25日	個別監査	2	12
27	10月27日	個別監査	2	12
28	10月28日	個別監査	2	12
29	11月1日	個別監査	2	12
30	11月2日	個別監査	4	24
31	11月9日	個別監査	2	12
32	11月11日	資料整理	6	36
33	11月17日	個別監査	1	6
34	11月18日	個別監査	1	6
35	11月21日	資料整理	2	12
36	11月24日	資料整理	1	6
37	11月25日	資料整理	4	24
38	11月28日	資料整理	1	6
39	11月29日	資料整理	1	6
40	12月19日	資料整理	3	18
41	12月20日	資料整理	3	18
42	12月21日	資料整理	3	18
43	平成29年2月7日	資料整理	3	18
44	2月8日	資料整理	3	18
45	2月13日	資料整理	4	24
	合計日数及び 合計時間数		143	858

(2) 上記の表を内容ごとに要約すると以下の通りである。

NO	監査の内容	監査総時間数
1	予備調査	36
2	全体会議	36
3	個別会議	12
4	個別監査	534
5	資料整理	240
	合計時間数	858

(※1) 個別監査とは、関連する資料に基づき所管課及び財政的援助団体への質問等の手続きを実施したもの

(※2) 資料整理とは、県庁の外部監査室において報告書として取り纏める作業等を実施したもの

7 監査の補助者

公認会計士 古林 照己

公認会計士 品川 充洋

公認会計士 森永 晃仁

公認会計士 河口 雅邦

公認会計士 村田 治子

公認会計士 水谷 公威

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

第1 監査の結果及び意見の総括的事項

1 各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳

各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳は以下の通りである。なお、指摘事項及び意見がなかった事業については、記載を省略している。

NO	事業名	指摘事項	意見	合計
1	「ねんりんピックおいでませ！山口2015」開催事業		3	3
2	いきいき高齢者地域活動支援事業		2	2
3	地域包括ケアシステム構築推進事業		1	1
4	認知症高齢者総合支援推進事業		1	1
5	介護保険財政安定化基金繰出金		1	1
6	介護保険利用者負担軽減対策事業	1		1
7	介護施設等整備促進事業	1		1
8	介護人材研修支援事業		2	2
9	軽費老人ホーム運営費補助		3	3
10	介護実習普及センター運営事業		1	1
11	介護サービス事業者指導支援事業		1	1

12	介護保険制度推進事業		1	1
13	一般財団法人山口県老人クラブ連合会	1	4	5
14	共生のまちづくり推進事業		1	1
15	福祉人材センター運営事業		2	2
16	社会福祉法人地域サービス活性化事業		1	1
17	介護人材確保総合対策事業	1		1
18	社会福祉法人山口県社会福祉協議会	3	2	5
19	健康やまぐち総合推進事業		1	1
20	後期高齢者医療対策費	1	1	2
21	後期高齢者医療高額医療費共同事業		1	1
22	中山間地域元気創出応援事業		1	1
23	中山間ビジネスづくり推進事業		1	1
24	体験型教育旅行受入拡大推進事業		1	1
25	高齢消費者被害防止対策強化事業	1	2	3
26	交通事故抑止対策推進事業	1		1
27	いきいきシルバー世代就業支援事業	1		1
28	公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会		1	1
29	バス活性化対策事業		2	2
30	農山漁村女性活動促進対策事業		1	1
31	新規農業就業者定着促進事業		1	1
32	交通安全施設整備事業(道路建設課所管分)	1		1
33	シニア安全安心マイタウン事業		2	2
	合 計	12	41	53

(*) 上記の表に掲げる指摘事項とは、財務の執行、経営に関する事業の管理において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて述べるものである。

2 監査人が重要と考える指摘事項及び意見について

(1) やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度交付証の回収について

(意見)

当該事業は、高齢者や妊産婦を含む歩行困難者に対して専用駐車場の利用証を交付することにより、利用者の困難状況を軽減する役目を果たすものである。

交付は平成 22 年度から実施され、平成 29 年度の目標交付件数は 43,000 件で、平成 26 年度実績は 31,575 件となっている。

利用証は本当に必要とする人に漏れなくいきわたり、利用証を所持する人が気持ちよく使用できることが最終目的である。ここで、必要のない人が所持し使用したならば、所持する人の使用に不信感を抱く人がでてくる。実際に県の窓口にも使用期限の過ぎた使用があるとの情報が寄せられ、対象者が分かりづらく、利用しにくいという意見がある。

利用証交付先は「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度利用証交付台帳」で管理されており、有効期限と回収年月も管理されている。その中には有効期限が過ぎても回収されていないもの、有効期限後数か月経ってから回収されているものが確認された。

内臓系機能障害を持つ人は、外見上はなんら困難な状況にないように見えることがある。高齢者で実際はかなり歩行困難であっても、リハビリのためになるべく自力で歩こうとしている人もいる。そのような方が気兼ねなく利用証を使用するためには、地域住民と「利用証」の信頼関係が重要である。県としてもチラシ等で啓発活動を実施しているが、県民の理解と利用者の利便性を更に高めるため、引き続き制度の周知や有効期限切れの利用証の回収に一層努める必要がある。

(共生のまちづくり推進事業 担当課：健康福祉部 厚政課)

(2) 高齢消費者見守りサポーター研修実施業務について

(指摘事項)

高齢消費者見守りサポーター研修実施業務については、平成 27 年 5 月 12 日に競争入札等審査会が開催されており、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約、すなわち、「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」を理由として特定非営利活動法人消費者ネットやまぐちと随意契約が締結されている。選定理由としては、「山口県内で、同様の組織形態で研修などの啓発事業を行っている団体は他にない」等の理由が記されており、消費者保護の観点からの活動状況まで考慮すると一定の合理性はあると考えられる。

しかしながら、平成 27 年 4 月 20 日に随意契約締結前に当研修業務の打ち合わせが行われている。その中で、予算額に関しても「50 万円は消費税込」という打ち合わせ記録が記されている。県の予定価格は、予算と同額の 50 万円であり平成 27 年 5 月 13 日に決裁されている。

事前に予定価格を提示するかなのような誤解を生じる可能性がある打ち合わせは、回避す

るべきである。また、委託契約の前の業務実施に関する打ち合わせについては、契約前の業務提供であることから適切ではない。

(高齢消費者被害防止対策強化事業 担当課：環境生活部 県民生活課)

(3) 基金の運用方針について

(意見)

山口県では「山口県介護保険財政安定化基金条例」第4条第2項において、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる」と規定している。これは地方自治法第241条第2項において「基金は、これを条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定していることに基づくものであり、預金以外の運用を認めることにより、現行の運用商品の多様性に可及的に対応することを目的としたものと考えられる。

一方で、当該基金の運用は同条例第4条第1項に基づく預金と同条例第5条に基づく繰替運用で実施されているが、同条例第4条第2項の有価証券での運用試算を検討しておらず、結果として従前と同様の運用となる場合でも、有価証券での運用試算を検討すべきである。

また、平成26年度末基金残高は2,633,937千円であるが、平成27年4月1日(平成27年度)にそのうちの貸付金を除く2,492,782千円を一般会計の歳計現金として繰替運用に回されている。この点からも基金の運用が安易に預金及び繰替運用に限定されているかのように見られかねず、運用方針の見直しを検証すべきである。

(介護保険財政安定化基金繰出金 担当課：健康福祉部 長寿社会課)

(4) 事業の有効性等の検証等について

(意見)

県は、当該事業の委託先は「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」しかないとしているが、一定の実績があることのみが理由となっており、他に相応しい委託先がないことの理由にはならない。委託事業を実施するためには、地域課題の解決支援や地域づくり人材の確保等の業務に精通している事業者であることが求められるため、結果として「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」に委託することになるかもしれないが、事業の有効性を高めるためには、そのような事業者の発掘と併せ、競争入札を実施する必要がある。

また、対象である中山間地域は県の約7割強を占めており、解決しなければならない問題は山積みで、かつ差し迫っている。当該事業により地域に眠る観光資源を再発見し都市部との交流が盛んになるなどの成果が認められるものも多い。しかし、地域の特産品開発を手がける事業など、活動時の地域交流及び活性化は認められても、本来的な活性化はモニタリングしなければ成果を判断できないものも多い。県は当該事業により、地

域課題が解決されたのか、地域資源の活用が有効に実施されているのか否かを検証する必要がある。

(中山間地域元気創出応援事業 担当課：総合企画部 中山間地域づくり推進課)

(5) 効果的な広報活動について

(意見)

シルバー人材センターでは、会員数の増加を目的として、平成27年10月から平成28年3月の間、県内24路線のバスに広告掲載を行った。広告掲出料は1,276千円であった。この広告掲載については、広く一般の目に触れることを想定して、シルバー人材センターの存在のアピールを行った。しかしシルバー人材センターの存在はおそらく周知され再認識の役目は果たしていると思われるが、知らせるべきはその魅力であると考え。新規会員割合の動向から考えると65歳以上の高齢者にとって安心して魅力のある就業先を紹介できる優れた機関であることをアピールする必要がある。入会の動機としては、「社会参加を通しての生きがい」が1位で35.3%を占めており、女性に限っては40.2%となっている。この点を考慮して、社会貢献度を何らかの形で見えるようにすれば、既存の会員の自信や満足度も高まり、また、新規会員の獲得につながると考える。「シルバー人材センターの事業運営状況」はとても分かりやすく作成されており、また、他のデータ等についても現状は十分把握されている。今後、これらのデータ等をより詳細に分析することにより、効果的な広報活動を実践することが必要である。

(財政的援助団体名：公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会)

(担当課：商工労働部 労働政策課)

第2 監査の結果及び意見の個別的事項

【1】長寿社会課

1 「ねんりんピックおいでませ！山口2015」開催事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：スポーツや文化の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与する。

(2) 指摘事項及び意見

①契約方法について

(意見)

ねんりんピックおいでませ！山口ファッションショー実施業務については、随意契約にて委託契約がなされている。ファッションショー実施計画は県が作成し、ファッションショーの計画作成段階から当実施業務受注者が関与している旨が随意契約の理由書に記載がな

されており、随意契約理由としては大きな比重を占めていると考えられる。イベント計画段階から関与している者が、イベント業務実施を受託することで、計画に対応したイベントの実施が円滑になされることについては一定の合理性はある。しかしながら、当ファッションショーの計画業務については県の業務としてなされており、県の計画業務に関与したことで随意契約にて実施業務の委託契約を獲得している状況は、適切な競争原理が働いていないのではないかとの疑念を生じさせる可能性がある。当業務においては、計画業務当初からプロポーザル方式により受注者を決定することが妥当と考える。

②契約及び仕様書記載事項の遵守について（意見）

③要綱記載の遵守について

（意見）

平成 27 年度全国健康福祉祭やまぐち大会交流大会開催事業費補助金交付要綱第 8 条において、「補助事業者は、補助事業の内容若しくは補助事業に関する経費の配分の変更を行うときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 2 号）に同様式に記載する書類を添付の上、会長に提出し（以下、省略）」となっている。しかしながら、各市町からの変更承認申請書は、ねりんピック終了後に提出されており、要綱記載の「あらかじめ提出」が遵守されていない。各市町の実行委員会で大会期間中の業務量が多く、計画変更の見通しも困難な状況であったことなどにより、事前に変更申請書を提出できない状況にあったことは理解できる。遵守可能な一定の弾力性のある条項に変更すべきである。

2 いきいき高齢者地域活動支援事業

（1）事業の概要

- 事業目的：高齢者の生きがいがづくり、健康づくり、仲間づくり、地域づくりを一層推進するため、山口県老人クラブ連合会の実施する相互支援活動等に対し助成を行うとともに、在宅高齢者の福祉の向上を図るため、市町が実施する単位老人クラブ及び市町老人クラブ連合会への補助事業に対して支援を行う。

（2）指摘事項及び意見

①老人クラブの意義について（意見）

②在宅福祉事業費補助金交付要綱について

（意見）

当該補助金交付要綱では、用語の定義として老人クラブ（単位老人クラブ）をおおむね 30 人以上で組織されるものとしている。一方で、県内の上関町や阿武町においては 30 人を下回る老人クラブも補助の対象としており、要綱上の定義と整合しないように見受けられる。

この点については、要綱との整合性から、今後の課題になってくると思われる。

3 地域包括ケアシステム構築推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を促進する。

(2) 指摘事項及び意見

- ①生活援助等人材育成研修事業（介護予防総合推進事業の細事業）について（意見）

4 認知症高齢者総合支援推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：「認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域」を実現するため、理解促進や人材の育成、広域的支援・相談体制の構築を図り、総合的な支援を推進する。

(2) 指摘事項及び意見

- ①認知症関連指標について（意見）

5 介護保険財政安定化基金繰出金

(1) 事業の概要

- 事業目的：市町の介護保険財政の安定的運営を図るため、介護保険法に基づき、県に設置している財政安定化基金に対し、所要の資金の繰出しを行う。

(2) 指摘事項及び意見

- ①基金の運用方針について（意見）

6 介護保険利用者負担軽減対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：低所得で生計が困難である者等について、利用者負担を軽減することにより、所得の多寡に関わらない介護保険サービスの利用を促進する。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 介護保険事業費補助金の交付申請書について
(指摘事項)

国の交付要綱上では補助対象経費より補助申請額は小さくなるが、市町の補助金交付申請書において、補助対象経費より補助申請額を大きく記載して申請したものがあり、申請額に基づき交付決定が行われていた。ただ、実績報告では正しい補助申請額を記載していたため、結果的には正しく精算されたが、県は、申請書審査において、補助対象経費と補助申請額については、適切に確認をすべきである。

7 介護施設等整備促進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備に対する助成を行い、その整備促進を図る。また、介護施設等の円滑な開設のため、開設準備に要する経費について助成を行い、開設時から安定した質の高いサービスの提供を行う体制整備を支援する。

(2) 指摘事項及び意見

①実績報告書の提出遅延について

(指摘事項)

介護施設等整備事業については、全て平成 28 年度に完了することから、平成 27 年度監査では実績報告書が提出されているものはない。しかしながら、監査時において平成 28 年 6 月 4 日に完了している事業があったことから、当該事業 1 件について手続きが適切に実施されているかを監査した。交付要綱では完了後 20 日以内に報告をしなければならないとされているが、8 月 5 日に報告書が提出されていた。当該補助事業は 10 件採択されており、残り 9 件は今後完了する予定ではあるが、交付要綱通りに手続きがなされるよう、県は指導をされたい。

8 介護人材研修支援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：介護分野における多様な人材確保と合わせ、職員の専門研修受講によるキャリアアップや資質向上を支援し、介護職場における処遇改善や社会的評価の向上を図る。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 働きやすい介護職場づくり支援事業について（意見）
- ② 介護職員初任者研修支援事業について（意見）

9 軽費老人ホーム運営費補助

(1) 事業の概要

- 事業目的：軽費老人ホームの運営上に要する費用の一部を補助することにより、低額な料金での施設利用を可能とし、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

- ①補助金にて取得した資産の管理について（意見）

山口県補助金等交付規則第 18 条によると、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、

又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない」となっているが、県は各施設が補助金にて購入した資産の取得年月日等を把握していない。補助金にて購入した資産について県は把握し、規則第 18 条に該当していないことを確認する手続きが必要である。

②補助対象経費のうち積立預金支出の妥当性の検討について

(意見)

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱において、補助対象経費には、積立預金積立支出が含まれている。軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の別表(第 3 条 2 項関係)においては、「弾力運用通知に基づき、人件費、修繕及び備品等購入(施設の運営事務に用いるものに限る)を目的として積み立てる積立金に係る積立預金積立支出が対象」となっている。

なお、軽費老人ホームの運営費の弾力運用の上では、「使用計画を作成の上、「人件費積立金」、「施設整備等積立金」に積立することは出来る。」と規定されている。

補助金額は、「山口県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」にて算定される事務費基準額と事務費の実支出額を比較し、いずれか少ない方の額から利用者から徴収した事務費実徴収額を控除して得た額となっている。

補助金の額に影響する積立預金の額が適正であることを確認するために、弾力運用の要件である使用計画等、積立金額の金額及び使途が妥当であることを証する書類をもって補助金を決定するべきである。また、積立預金取崩額は、補助対象経費から差し引かれる。したがって、積立預金取崩額は補助金が減少する要因となる場合がある。弾力運用通知において作成が求められている使用計画に従った支出になっていることの確認も合わせて実施する必要がある。

③補助対象経費のうち固定資産支出の妥当性の検討について

(意見)

固定資産取得支出について当補助金の補助対象経費となっているが、別表(第 3 条 2 項関係)の注 7 において、「補助金の対象は器具及び備品の購入に限る」となっている。しかしながら、補助金交付内訳書において、補助金算定上の事務費対象経費の中に「建物取得」となっているものや物件名から建物支出に該当するのではないかと推察される項目があった。補助金の算定に影響する事務費対象経費かどうかを明確し、必要に応じて追加的な資料の提出を求めるべきである。

10 介護実習普及センター運営事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者介護対策推進の拠点として、介護実習等を通じた県民への介護知

識・技術や福祉用具等の普及、介護に関する広報啓発及び介護を担うマンパワーの資質向上を図る。

(2) 指摘事項及び意見

①最新の日程表をホームページに掲載することについて（意見）

11 介護サービス事業者指導支援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：事業者に対し、法令順守と適正なサービスの提供について指導することで、要介護（要支援）者の安心したサービス利用につなげる。

(2) 指摘事項及び意見

①成果報告書の確認について

（意見）

本事業においては、委任に基づく委託契約により委任者である県は、受任者より業務完了後に「事業所登録異動管理システム保守業務完了について（報告）」を入手している。

この業務完了報告書は、単に契約に定める業務を完了したことを報告する旨が一文記載されているのでみであり、『成果』等の具体的内容は記載がないものとなっている。本契約は第 5 条で成果報告書の提出を求めているが、受任者から第三者へ再委託されており、詳細な報告書は再委託者（受任者）の許にあるとのことである。しかし委託者（県）としても委託金額に見合った業務が行われているか否かを確認する必要はあり、詳細な成果報告書を提出させることが望ましい。

12 介護保険制度推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者保健福祉及び介護保険制度の円滑な実施を図り、市町（保険者）の安定的な保険運営を支援するため、介護保険制度に係る市町に対する助言等を行うとともに、介護保険情報提供サイトの運営及び介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度の円滑な運営を行う。

(2) 指摘事項及び意見

- ①介護保険情報総合サイト「かいごへるふやまぐち」の更新委託業務に関して（意見）

13 財政的援助団体名：一般財団法人山口県老人クラブ連合会

(1) 事業の概要

- 事業目的：この法人は、老人クラブ活動の推進を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりに資するための教養講座、レクリエーション、その他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施し、高齢者の福祉の増進、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

- ①平成 27 年度法人全体での赤字決算について（意見）
- ②正味財産増減計算書内訳表における費目の計上区分について（意見）
- ③経理規程の改訂について（指摘事項）

【2】厚政課

1 共生のまちづくり推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：地域の絆を基調としながら、高齢者や障害者、妊産婦などすべての人がいきいきと活躍でき、地域で安心して生活できるよう、様々な主体が協働する共生のまちづくりを推進する。

(2) 指摘事項及び意見

- ①やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度交付証の回収について（意見）

2 福祉人材センター運営事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：社会福祉事業に関する啓発、人材確保に関する相談等、就労に関する情報提供、福祉に関する職業紹介等を福祉人材センターで行うことにより、質の高い福祉人材の確保を図ることを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

- ①「福祉の仕事」就職フェア参加事業所・施設アンケート及び参加者アンケートの活用について
(意見)

平成 27 年 8 月 8 日に、「福祉のしごと就職フェア」を開催した。そして、その結果について参加事業所・施設側と求職者からそれぞれについてアンケートを回収し集計している。その内容は参加事業者・施設側では、1.法人・事業所・施設の事業分野、2.フェア開催をどのようにして知ったか、3.このフェアの満足度は、4.このフェアの PR を見聞きしたか、5.参加事業者等からの意見である。また、求職者では、1.フェア開催をどのようにして知ったか、2.事業所・施設との面接、3.就職したい事業所の有無、4.相談コーナーの説明・相談は参考になったか、5.意見となっている。

参加事業所・施設側からの意見では、「もっと導線を考えたテーブル配置の方が求職者が動きやすいのでは?」、「もっと PR をして欲しい。事業所にポスター等が貰えれば掲示等の協力ができる」、「もう少し求職者が多く来てくれると嬉しい」等である。また求職者側からの意見では、「希望職の求人施設が少なかった」、「1つのブースに1人という形だったので、相談しやすかったが、逆に待ち時間も長かったため、待つ場所をそのブースの近くに設けていただきたい」、「求人面談会参加事業所の求人情報をもう少しコンパクトにまとめて

ほしい」等であった。

福祉関係の有効求職者数は有効求人数を遥かに下回っており、こうした意見は、就職フェアの実施方法の改善に当たって非常に参考になるため、次回の就職フェアに生かしていく必要がある。

②事業報告書の記載内容について

(意見)

社会福祉法人山口県社会福祉協議会から、「平成 27 年度山口県福祉人材センター運営事業報告書」(平成 28 年 3 月 31 日)が提出されている。その事業実績としての記載内容は、以下の通りである。

- 1.福祉人材無料職業紹介実施状況
- 2.社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施状況
- 3.調査研究の実施状況
- 4.人材確保相談事業実施状況
- 5.啓発・広報事業実施事業
- 6.その他社会福祉事業従事者の確保に資する事業実施状況

その結果、1 から 5 については事業の実施状況を把握できたが、「6.その他社会福祉事業従事者の確保に資する事業実施状況」については、その記載内容が「求職者に対して、個々に適すると思われる資格取得や研修の情報を紹介した」との記載しかない。具体的にどのような求職者に対してどのような資格や研修を紹介した等を記載しないとノウハウ等の蓄積にならず、また、所管課に対しても説明責任を果たしたことになるため、より詳細に記述すべきである。

3 社会福祉法人地域サービス活性化事業

(1) 事業の概要

- 事業目的:社会福祉法人制度の改革等を内容とする社会福祉法の改正により、新たに都道府県の役割として位置づけられる業務に円滑に対応し、地域社会に貢献する社会福祉法人の活動等を支援する。

(2) 指摘事項及び意見

- ①福祉サービス第三者評価について (意見)

4 介護人材確保総合対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的:高齢化の更なる進行や、介護ニーズの増大・多様化に伴い、今後ますます需要が高まる介護人材を質・量の側面から確保する。

(2) 指摘事項及び意見

①委託事業における貸付に関する収入印紙の扱いについて

(指摘事項)

委託費として山口県社会福祉協議会へ支出している貸付原資に基づく介護福祉士修学資金貸付の平成27年度実績から、2名の新規貸付及び1名の途中退学に伴う償還をサンプリングした。その結果、2名の新規貸付における申請書類の中に含まれている保証書に貼付されている収入印紙に、2名とも消印が無かった。

印紙税の課税対象となる文書に印紙を貼り付けた場合には、その文書と印紙の彩紋とにかけて判明に印紙を消さなければならないことになっている（印紙税法第8条第2項）。

印紙の納付は消印をもって完了すること、未消印の場合には過怠税が徴収されることから、県として書類確認時に指導を徹底するべきである。また、現時点で消印漏れとなっている書類については、然るべき処置を早急に講ずる必要がある。

5 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

(1) 事業の概要

- 事業目的：この社会福祉法人は、山口県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

【介護福祉士修学資金貸付原資】

①従事状況報告書の定期的な届出について

(指摘事項)

サンプルとして選定した対象者について、介護福祉士養成施設（短期大学）を平成27年3月に卒業しており、同年4月に県内の社会福祉施設へ就職し、業務に従事することとなった。貸付金の返還免除要件として、「1年以内に県内の社会福祉施設や事業所等で介護福祉士として介護等の業務に5年間引き続き従事したとき」と定められている。

ここで、5年間引き続き当該施設等に従事していることを確認するものとして従事状況報告書を毎年4月に届け出るよう求めている。この対象者については、平成27年4月の就職以降、平成28年4月に従事状況報告書を提出する必要があるが、平成28年11月2日現在では未提出である。返還猶予要件に関する重要な確認事項であるにも関わらず、社会福祉協議会としてその確認を失念しているため、早急に当該確認書類の提出をこの対象者に求め、以降確認漏れが無いようにチェック体制を整備・運用する必要がある。

②延滞債務者に関する債権回収に外部の法律専門家の利用について

(意見)

平成 28 年 3 月末で貸付取消し処分を受け、返還を要する債務者は 21 名存在する。21 名のうち、償還終期（平成 28 年 3 月末）を迎えて未済額のある、いわゆる延滞債務者は 6 名である。

山口県社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会が策定した「債権管理マニュアル」等を活用し、電話連絡や訪問、催告書の送付といった方法により債権管理を行っている。

一方で、延滞債務者からの回収を安易に長引かせることも資金財源の効率性を悪化させることになるため対応措置が必要である。上記のような現状の対応に限界があり、実利を伴わない形骸化した対応であれば逆に回収コストのみ生じることとなる。コストパフォーマンスを考慮することにはなるが、外部の法律専門家（弁護士等）の利用を検討することも考慮の余地があると思われる。

③社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助事業に関する交付申請書の提出について（指摘事項）

「社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱」第 3 条第 2 項では交付申請書の期日について「補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 30 日とする」としている。平成 27 年度の交付申請書の日付は 4 月 28 日となっているが、交付申請書についての決裁書では起案 5 月 11 日、決裁 5 月 11 日となっており、実際には 5 月に提出されたとのことである。今後は交付要綱に記載された期日までに提出するように留意する必要がある。

④決裁書の決裁日付の記載について（指摘事項）

⑤貸付金償還免除の状況について（意見）

【3】健康増進課

1 健康やまぐち総合推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくり対策、生活習慣の改善、社会環境の整備に取り組む

(2) 指摘事項及び意見

②特定健診受診率に関する目標設定について

(意見)

表 1. 特定健診の受診率

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
山口県 (%)	32.7	33.9	35.9	38.3	38.5
順位	44 位	45 位	45 位	44 位	45 位
全国 (%)	41.3	43.2	44.0	46.2	47.6

(出典：県健康増進課提供)

用語解説：特定健診

特定健診とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着眼した健診で、以下の項目を実施する。

基本的な項目	・質問票（服薬歴、喫煙歴等） ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）・血圧測定 ・理学的検査（身体診察） ・検尿（尿糖、尿蛋白）・血液検査（脂質検査【中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール】）（血糖検査【空腹時血糖またはHbA1c】）（肝機能検査【GOT, GPT, γ -GT】）
詳細な健診の項目	*一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施 ・心電図・眼底検査・貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）

表 2. 日常生活に制限のない期間の平均と順位（健康寿命）

	平成 22 年度		平成 25 年度	
	男性	女性	男性	女性
山口県（歳）	70.47	73.71	71.09	75.23
順位	22 位	24 位	27 位	7 位
全国（歳）	70.42	73.62	71.19	74.21

出典：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命の指標化に関する研究－健康日本 21（第二次）等の健康寿命の検討－」の、「日常生活に制限のない期間の平均」の全国と都道府県の推定値を県が加工した資料を参考に作成。「日常生活に制限のない期間の平均」は健康状態の概念規定が客観的で、その測定法が自己申告となっている。

表 1 についてみると、平成 21 年から平成 25 年の特定健診の受診率は、年々増加傾向にあるものの、その順位は全国 47 都道府県中 44 位、45 位という低さである。表 2 は健康寿命に関する資料であるが、山口県はほぼ全国中位となっている。

特定健診の受診率と健康寿命の長さは直結するものではないが、特定健診は生活習慣病を早期発見し早期治療を行うことで健康寿命を延ばす役割を果たし、個人の生活の質の低下を防ぐとともに社会保障負担の軽減を期待して行われている。

県は他県を参考に、健康づくりを支える社会環境の整備の一環として、健診受診などの健康行動を促進する「健康マイレージ事業」を平成 27 年度に開始した。ポイントを貯めると特典カードが交付され協力店の特典が受けられる仕組みであり、健診受診や健康への関心を高めるきっかけづくりを構築している。県内 19 市町中、平成 27 年度は 8 市町、平成 28 年度では 10 市町が参加している。特定健診は健康寿命を延ばすための一つの手段であり、受診率を上げることが最終目的ではない。しかし、一つの手段である以上、受診率が向上す

るよう、今後も対策を講じる必要がある。

【4】 医務保険課

1 後期高齢者医療対策費

(1) 事業の概要

- 事業目的：窓口一割負担の後期高齢者（三割負担の後期高齢者は公費対象外）の医療費のうち一部について県が負担する。

(2) 指摘事項及び意見

① 交付要綱の未作成について

(指摘事項)

県は、国の後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱を、県の要綱として利用している。しかしながら、国と地方公共団体での高齢者の医療の確保に関する法律における負担率の差異の違いや参照条文の違い等があることから、国の要綱をそのまま利用することは妥当ではない。国の要綱に準じて、参照条文や負担割合を地方公共団体に合わせた要綱を作成すべきである。

② 後期高齢者医療対策費の増加傾向について（意見）

2 後期高齢者医療高額医療費共同事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクを軽減する。

(2) 指摘事項及び意見

① 交付要綱の未作成について

(意見)

県は、県負担分について交付要綱を作成していない。国庫負担分の「後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱」に準じて事務処理を行っているとのことであるが、国庫負担分（第93条第2項）と県負担分（第96条第2項）とは根拠となる条文が異なるため、県負担分について交付要綱を作成する必要がある。

【5】 中山間地域づくり推進課

1 中山間地域元気創出応援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：中山間地域における担い手不足に対応するため、企業、学生、県職員、一般県民など、あらゆる外部人材を活用し、住民による地域課題の解決や地域資源の活用等に向けた自主的・主体的な取組を支援する。

(2) 指摘事項及び意見

①当事業の有効性等の検証等について（意見）

2 中山間ビジネスづくり推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：中山間地域における地域産業の振興と雇用の確保を図るため、地域資源の活用等による新たなビジネスの創出や、地域外からの事業者の誘致など、地域が取り組む様々なビジネスづくりを支援する。

(2) 指摘事項及び意見

①地域が企画・立案するコミュニティ・ビジネスのビジネスコンテストについて（意見）

当事業は、中山間地域の資源や特性、地域課題への対応等をビジネスの観点から捉え、これらに根差したビジネスづくりの取り組みを積極的に進めることができるよう、多様な支援メニューの一環として平成 27 年度から予算化したものである。

当年度は県単独でコンテストを実施したが、その募集については、記者配布を行い、県ホームページにも掲載するとともに、中山間地域のない和木町を除く 18 市町等に対し事前に個別説明を行い、応募協力依頼を行った。しかしながら、応募件数は僅か 4 件であり、また、実績として創業・事業化されたものはなかった。

応募件数が少なかったこと、今後の創業・事業化を推進するため、事業実施について改善すべきと考える。

3 体験型教育旅行受入拡大推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：都市と農山漁村の交流を通じた中山間地域の活性化を図るため、体験型教育旅行の受入拡大に向け、「山口県体験型教育旅行アクションプラン」に基づく誘致対策の強化や受入体制の拡充等の取組を推進する。

(2) 指摘事項及び意見

① 体験型教育旅行の受入状況について

体験型教育旅行の受入状況は、以下のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
受入人数（人）	3,852	4,249	5,206
受入地域協議会（地域）	8	9	9

受入人数は平成 26 年度に比べて増加しているが、受入地域については平成 26 年度から変わっていない。県と山口県体験型教育旅行推進会議が平成 27 年 3 月に作成した「山口県体験型教育旅行アクションプラン」では体験型教育旅行の受入人数を平成 29 年度に 7,000 人とする目標を設定している。また、県が平成 27 年 3 月に平成 26 年度から平成 29 年度の

4年間を対象として作成した「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、体験型教育旅行の受入地域数を平成29年度に12地域とする目標を設定している。

(意見)

受入地域協議会は、現在9地域となっているが、「阿武地域グリーン・ツーリズム推進協議会」が休止状態となっており、パンフレットの受入地域からも外れている。他の受入地域との連携を図るなど、今後の活動を検討する必要がある。

【6】県民生活課

1 高齢消費者被害防止対策強化事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：急増している高齢消費者の被害を防止するため、市町と連携し、悪質勧誘電話等の抑止効果が高い「警告メッセージ付き通話録音装置」の普及を促進するとともに、福祉関係者等と連携した研修を実施し、地域見守りネットワークを強化する。

(2) 指摘事項及び意見

①警告メッセージ付き通話録音装置の普及促進事業の有効性について

警告メッセージ付き通話録音装置の貸出については、平成27年度において県内19市町のうち8市町の事業実施となっている。事業を実施した市町数が約半数に止まる点については、市町での事業実施体制の構築が出来なかったことや、別の事業で当警告メッセージ付き通話録音装置と機械的に競合する装置の取り付けがなされている等の要因があったためであり、県の事業実施体制の問題等により実施市町が少ないということではない。しかし、当補助金を利用しなかった市町においては、県が委託契約により直接通話録音装置貸出事業を実施しており、当業務のアンケート結果によると通話録音装置の使用後の感想について、「とてもよかった」が46%、「まあまあよかった」が47%であり、肯定的な意見が90%超となっている。

(意見)

警告メッセージ付き通話録音装置については、使用後アンケート結果によると肯定的な意見が多数を占めており、被害防止に有効的な手段と考えられる。県として当機器の利用促進をより一層促す事業を実施することが望ましい。

②通話録音装置普及PV（プロモーションビデオ）の作成・普及について

当事業においては、プロポーザル方式によりPVの作成・普及の委託事業者を決定している。プロポーザルの運営方法については適切に実施されていた。DVDの作成枚数は3,000枚であり、2,841枚が社会福祉協議会や医療機関に配布されている。この点からは、広く配布し利用するという目的は達成されている。

また、作成された PV は県のホームページで公開されている
(意見)

県のホームページの PV を閲覧することによって、高齢者の孫世代等の通話録音装置の認知度が向上するという可能性も十分に考えられる。通話録音装置の認知度向上のために、インターネット上で公開されている PV も効果的に利用することが望まれる。

③高齢消費者見守りサポーター研修実施業務について (指摘事項)

2 交通事故抑止対策推進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢者と子供に重点を置いた交通事故防止対策が重要であることを踏まえ、県民、関係団体等と連携して、県民総参加の交通安全対策を推進する。

(2) 指摘事項及び意見

①決裁年月日の記入漏れについて (指摘事項)

【7】労働政策課

1 いきいきシルバー世代就業支援事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：高齢化の進展や団塊世代の就労の受け皿として、魅力あるシルバー人材センターづくりを促進し、高齢者の多様な就業機会の確保を図るため、県内の各シルバー人材センターの指導・支援を行う (公社) 山口県シルバー人材センター連合会に助成する。

(2) 指摘事項及び意見

①決裁日の記載漏れについて (指摘事項)

2 公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会

(1) 事業の概要

- 事業目的：連合会は、定年退職者等の高齢者 (以下「高齢者」という。) の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務 (当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。) に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

①効果的な広報活動について（意見）

【8】交通政策課

1 バス活性化対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：バス輸送サービスの改善等を行うことにより、公共交通機関としてのバス利用を促進し、地域住民の足の確保を図るとともに、交通渋滞の緩和、省エネルギー及び地域の環境保全や高齢者、身体障害者等の移動の利便性の向上に寄与することを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

- ①ノンステップバス導入状況について（意見）
- ②補助金の予算消化率について（意見）

【9】農林水産政策課

1 農山漁村女性活動促進対策事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：「第2次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」の実現を加速化するため、地域の主要な担い手である農山漁村女性が、その持てる能力を発揮し、主体的に参画できる環境や体制の整備を図る。

(2) 指摘事項及び意見

- ①次世代へ伝えたい知恵・技の収集・伝承事業業務委託について（意見）

本事業費からは、『「むら・人・暮らし」の聞き書き集～知恵や技で繋ぐ、地域や仲間の絆と「生活改善」～』という冊子の発刊のための予算が計上されている。この冊子は、山口県と山口県生活改善実行グループ連絡協議会とが一体となって、平成20年より地域の高齢者の方から農業や生活の様子を直接聞き取り、これまで培われてきた知恵や技、また、その背景にあるむらの暮らしについて取りまとめたものである。地域の文化や歴史、知恵・技が100ページほどの冊子として良くまとめられている。

この冊子は300部の発行であり、また、冊子の配布先は市町や教育委員会等へ行っている。担当者へのヒアリングでは、「市町から追加部数の要望が多くあるが、発行部数がわずか300部のため、追加配布は出来ていないのが現状である」とのことである。しかしながら、事前に配布要望先、必要部数、冊子の活用方法等をしっかりと把握・集計することが必要である。

【10】農業振興課

1 新規農業就業者定着促進事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：県内外からの新規就農・就業者の確保対策を一層加速化するため、募集から技術研修、就業後の定着までの一貫した支援の強化を図り、集落営農法人等をプラットフォームとし、新規就農・就業者が地域に定着する仕組みを構築する。

(2) 指摘事項及び意見

①高齢者の就農状況について

(意見)

実際に高齢者の中で就農を果たした方の状況を収集しているか否か照会したところ、受講終了時に今後の希望をアンケート採取するにとどまっているとのことであった。

しかしながら、農業大学校における作目基礎研修を終えて、受講者のその後を県(農大)としてもウォッチしていくべきと考える。受講の結果、就農を果たした方がどの程度いるか、また次世代の就農希望者へどのように体験を伝えていけるか、という制度まで設計されると循環型の就農メカニズムが生まれる(研修受講→就農・ビジネス化→経験の伝達→受講者増加)。このメカニズムにより退職したが地域貢献したいという高齢者が就農にやりがいを見出し、生業として第2の人生を充実させることができ、かつ若手の新規就農者への人的支援も可能となると思われる。

【11】道路建設課

1 交通安全施設整備事業(道路建設課所管分)

(1) 事業の概要

- 事業目的：子どもや高齢者等を交通事故から守るため、通学路の安全確保のための歩道整備や、高齢者等の安全確保のための交差点改良等を推進する。

(2) 指摘事項及び意見

①決裁日付の記載について(指摘事項)

【12】交通企画課

1 シニア安全安心マイタウン事業

(1) 事業の概要

- 事業目的：山口県は他県に比べ10年早く高齢化が進んでおり、高齢化率は全国4位と今後も高齢化は加速的に進展する。交通死亡事故は平成11年以降、相対的に減少傾向にあるが、高齢者が被害に遭う死亡事故の割合は約半数となっている。身体機能の低下を自覚していない高齢者や、交通安全教育の機会に恵まれていない高齢者が多数存在していることが課題としてあげられており、当課題に対応することを事業目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

①研修内容の有効性確保について

(意見)

シニア・セーフティ・アクションプランにおける研修の一つであるシニアはつらつ自転車教室の実施状況について検討を行った。平成 27 年度においては、県内 60 か所で実施されており、参加人数は 1,905 名となっている。実施回数及び参加人数も多く、高齢者の交通意識の啓発に役割を果たしていると考えられる。

しかし、過去には受講者に対してアンケート等を実施していたこともあるとのことだが、平成 27 年度においてアンケートは実施されていない。参加者の客観的意見の徴収、交通安全研修に対するニーズの把握をすることで、研修内容について検討を行い、研修効果がより高くなる可能性があると考えられる。交通安全の確保、という面では研修参加者の興味が及ぶ部分のみを研修対象とすることは妥当ではないと考えられる。しかし、少なくとも年に数回はアンケートを徴収して、より一層研修の効果を高めることが望ましい。

②事業の有効性について

(意見)

山口県における過去 5 年間の高齢者の交通事故の推移は以下のとおりである。

年別	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
死者数	43	31	32	29	44
構成率（死者数）	58.1%	55.4%	49.2%	50.0%	68.8%
負傷者数	1,729	1,674	1,662	1,479	1,448
構成率（負傷者数）	18.7%	18.7%	19.4%	19.1%	20.2%

死者数は横ばいであり、負傷者数は減少しているが、高齢者の構成率は死者数及び負傷者数ともに増加傾向を示しているといえる。

山口県では高齢者人口が増加しており、事故において高齢者の構成率が高くなる傾向に振れやすい状況にはある。高齢者の交通事故減少という事業の有効性を高めるため、高齢者のみならず、高齢者の家族や近い将来高齢者になることが見込まれる方に対する研修等をより一層積極的に実施することや、現在実施している高齢者対象の研修に親族と一緒に参加できるプログラムを加える等の検討を加えることで、高齢者の交通事故に対する啓発を本人のみならず親族等に行うことで、より事業の効果が高まるのではないかと考える。